

<適正契約フローチャート>

シルバー人材センターに依頼したい
仕事の契約方法はどれが適当だろう

Q1
高齢者にふさわしい仕事ですか？
(危険・有害な仕事ではない)

「はい」

「いいえ」

Q2
お客様から指揮命令はありませんか？

「ない」

「ある」

Q3
お客様と混在作業になりませんか？

「ない」

「ある」

Q4
臨時的・短期的または軽易な業務ですか？
(月10日、週20時間程度)

「はい」

「いいえ」

Q5
臨時的・短期的または軽易な業務ですか？
(月10日、週20時間程度)

「はい」

「いいえ」

Q6
ローテーションを組む等
の対応は可能ですか？

「はい」

「いいえ」

Q7
ローテーションを組む等
の対応は可能ですか？

「はい」

「いいえ」

【請負・委任による契約】

【労働者派遣による契約】

シルバー人材センターでは
お引き受けできない契約です

※例（フォークリフト、クレーン、プレス機器等の操作、高所作業等）

フローチャートの各問いに関する内容の説明について

Q 1 「高齢者にふさわしい仕事ですか？」（危険・有害な仕事ではない）

◎センターの会員は高齢者ですので、その能力・体力等に見合った仕事の提供となります。したがって、危険又は有害な作業はご遠慮願います。

Q 2 「お客様からの指揮命令はありませんか？」

◎請負・委任契約とは、雇用関係はありません。請負とは、お客様から指揮命令を受けることはなく、依頼された仕事を会員自身が責任を持って仕事を完成いたします。委任とは、委任された仕事の遂行（完成ではない）を目的とするものです。

Q 3 「お客様と混在作業になりませんか？」

◎シルバー会員に対して、自社の雇用労働者と同一に扱うことは、雇用であると判断されます。「偽装請負」や「労働者供給事業」と見なされるのはもちろん、「労働基準法」や「労働者安全衛生法」等の労働関係法規上の義務違反にも問われることとなります。したがって、シルバー会員と自社の雇用労働者とは明確に区分する必要があります。（労働者派遣による契約を除く）

Q 4・5 「臨時的・短期的または軽易な業務ですか？」

◎「臨時的・短期的な業務」とは、生計の維持を目的とした本格的な就業ではなく、任意的な就業であって、連続的または継続的な概ね月 10 日程度（月 80 時間を超えない）の業務となります。

「軽易な業務」とは、1週間当たりの就業時間が概ね20時間を超えないもので、かつ厚生労働大臣が定める軽易な業務として認められた業務となります。

Q6・7「ローテーションを組む等の対応は可能ですか？」

- ◎「Q4・5」に記載している通り、シルバー会員の就業は「臨時的・短期的な就業」が原則であるため、目安となる日数（時間）以上の就業はできません。したがって、ローテーションを組む等の対応が必要となります。